

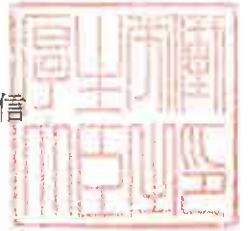
厚生労働省発雇均0323第5号

令和5年3月23日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規程案要綱」について、貴会の意見を求める。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規程案要綱

第一 健全性基準に関する事項

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（以下「法」という。）第三十一条の規定により行政庁が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率が二百パーセント以上であることとすること。（第一条関係）

法第三十一条第一号に掲げる額 / （法第三十一条第二号に掲げる額） × 1 / 2

第二 支払余力に関する事項

一 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第五十二条第一項第四号に規定する率を百分の九十九（貸借対照表計上額の合計額が帳簿価格の合計額を下回る場合にあっては、百分の百）とすること。（第二条関係）

二 規則第五十二条第一項第五号に規定する率を百分の八十五（土地の価格が帳簿価格を下回る場合にあっては、百分の百）とすること。（第二条関係）

三 規則第五十二条第一項第六号に規定するものを税効果相当額等とすること。（第二条関係）

第三 リスク相当額に関する事項

一 規則第五十三条第一号に規定する共済リスクに対応する額として計算した額を、次に掲げる額の合計額とすること。(第三条関係)

1 一般共済リスク相当額として、共済の種類ごとのリスク対象金額にそれぞれ一定率を乗じて得られる額を基礎として計算した額

2 巨大災害リスク相当額として、地震災害リスク相当額と風水災害リスク相当額のうちいずれか大きい額

二 規則第五十三条第二号に規定する資産運用リスクに相当額について、次に掲げる額とすること。(第

三条関係)

1 規則第五十三条第二号イに規定する価格変動リスクに対応する額として計算した額として、それぞれのリスク対象資産の額に一定率を乗じた額の合計額

2 規則第五十三条第二号ロに規定する信用リスクに対応する額として計算した額として、それぞれのリスク対象資産の額にランクごとの一定率を乗じた額の合計額

3 規則第五十三条第二号ハに規定する子会社等リスクに対応する額として計算した額として、法人の分類ごとにリスク対象資産の額に一定率を乗じた額の合計額

4 規則第五十三条第二号ニに規定する同条第二号イからハまでのリスクに準ずるものに対応する額として計算した額として、再共済リスク相当額等の合計額

三 規則第五十三条第三号に規定する経営管理リスク相当額を、共済リスク相当額と資産運用リスク相当額の合計額に一定率を乗じた額とすること。(第三条関係)

四 規則第五十三条に規定するリスク相当額を、一般共済リスク相当額、資産運用リスク相当額、経営管理リスク相当額及び巨大災害リスク相当額を基礎として、次の算式により計算した額とすること。(第

四条関係)

$$\text{リスクの合計額} = [(R_1)^2 + (R_2)^2]^{1/2} + R_3 + R_4$$

備考

R_1 一般共済リスク相当額

R_2 資産運用リスク相当額

R³ 経営管理リスク相当額

R⁴ 巨大災害リスク相当額

第四 業務の停止等に関する事項

規則第五十五条第二項及び第三項に規定する金額を、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から価格変動準備金の額等を控除した金額とすること。(第五条関係)

第五 共済募集に関する事項

一 規則第七十五条第一項第四号イに規定する銀行等共済募集制限先に該当しない法人は、国、地方公共団体及び日本銀行等とすること。(第六条関係)

二 規則第七十五条第一項第六号に規定する特例銀行等が共済募集を行う際の措置は、次に掲げる措置のいずれかとすること。(第七条関係)

1 使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、事業者の関係者を共済契約者等とする共済契約の締結の代理又は媒介を行わないことを確保するための措置

2 使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して顧客と応接する業務を行う者が、事業者の関係者

を共済契約者又は被共済者とする共済契約の締結の代理又は媒介を行った場合、当該業務が共済募集に係る法令等に適合するものであったことを確認する者を本店等に配置する措置

三 規則第七十五条第二項に規定する銀行等は、社団法人全国地方銀行協会（昭和二十五年三月十一日に社団法人地方銀行協会という名称で設立された法人をいう。）又は社団法人第二地方銀行協会（昭和二十年十月一日に社団法人全国無尽協会という名称で設立された法人をいう。）の会員である銀行、信用金庫及び信用協同組合等とすること。（第八条関係）

四 規則七十五条第二項第二号に規定する特例銀行等が共済募集を行うことができる共済契約及び金額を次に掲げるものとすること。（第九条関係）

1 医師により人が疾病にかかったと診断されたこと又は人が共済規程所定の介護を要する状態になったことを共済事故と掲げる共済契約については、当該共済事故のうちの一の共済事故の発生につき百万円

2 人が入院したことを共済事故とする共済契約については、次の区分に応じ、入院一日につき定める金額

- (一) 共済事故に係る入院が特定の疾病の治療のための入院に限られる共済契約 一万円
 - (二) (一)以外の共済契約 五千元
- 3 人が手術その他の治療を受けたことを共済事故とする共済契約については、次の区分に応じ、一の共済事故につき定める金額
- (一) 共済事故に係る手術その他の治療の目的が特定の疾病の治療に限られる共済契約 四十万円
 - (二) (一)以外の共済契約 二十万円
- 4 疾病診断又は要介護を共済事故とし、かつ、当該共済事故が発生した後の共済規程所定の時期における被共済者の生存を共済事故とする共済契約

第六 施行期日

この告示は、法の施行の日（令和五年六月一日）から適用すること。（附則関係）